**平成２３年（フ）第１０６号**
千葉県富津市台原383番地の７
債務者　鹿子　洋一
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１１４号**
千葉県君津市南子安３丁目１番28号
債務者　苅込　理恵
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１６５号**
新潟県柏崎市西山町北野1942番地
債務者　池田　智美
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１７１号**
新潟県長岡市下山２丁目2420番地２
債務者　藤原　吉也
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１７５号**
新潟県長岡市浦614番地14、前住所新潟県魚沼市根小屋1856番地13
債務者　富永　洋和
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２１２０号**
愛知県春日井市八田町５丁目16番地４　県営八田住宅１棟701号
債務者　藤枝　光雄
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２４９号**
兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目52番地　グリーンハイムＤ―101号
債務者　井上　　猛
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２３９号**
岡山県倉敷市中島2360番地30メゾン中島203
債務者　新谷　純奈
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
福岡県行橋市南泉４丁目５番６号
債務者　岩本　敏和
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２３年（フ）第１０１９号**
埼玉県戸田市本町４丁目３番17―103号、旧住所埼玉県川口市緑町４番27号
債務者　大嶺　拓治
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０４９号**
埼玉県戸田市下前２丁目６番15号　メゾン秀栄Ⅱ―207号室、旧住所埼玉県戸田市喜沢１丁目33番地の18
債務者　渋谷　正順
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０８３号**
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目17番28号　ファミリーコーポ201号
債務者　古川　和也
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０８９号**
埼玉県幸手市栄１番５―504号
債務者　山谷　朝彦
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１０４号**
埼玉県朝霞市膝折町３丁目２番68号
債務者　佐藤まゆみ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２１６号**
さいたま市浦和区常盤６丁目22番１号
債務者　田邉　麻美
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３７７号**
埼玉県上尾市大字原市2208番地６
債務者　首藤　　力
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３８２号**
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―204号
債務者　穴原　祐子（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３９６号**
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第１寮、旧住所東京都新宿区新宿４丁目３番12―901号
債務者　高橋　光明
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係